

公益社団法人日本建築家協会（J I A） 関東甲信越支部・法人協力会員制度

第1条 目的

当支部地域に於ける建築関連各分野との交流・親善を通じて、技術・業務等の幅広い情報交換を行うことを目的とし、それらの活動を通じて、対社会への貢献を行うと共に、正会員、法人協力会員、双方の資質の向上に寄与することを目的とする。

第2条 入会資格

当支部の目的・事業を支援、賛助する優良法人で正会員の推薦を得た法人とする。

第3条 法人協力会員の対象

原則として、次にあげるものを対象とする。
なお必要に応じて本部との打合せにより調整を行う。

- (1) 設備工事会社（空調、衛生、電気等を主とする関連工事会社）
- (2) 建築関連材料会社及び取り付け等施工会社（建築仕上げ、構造、設備、電気等）
- (3) その他（造園、舞台機構、情報処理、CAD関連、教育・出版等）

第4条 入会申込方法

当支部所定の申込書式に必要事項を記入の上、当支部に提出する。

第5条 入会金及び会費

- (1) 入会金は10万円とする。
- (2) 年会費は10万円（1口）とし、1社3口を限度とする。なお入会年度に限っては、上期（4月～9月）、下期（10月～3月）として入会の時期により年会費を分割する。
- (3) 会費については、原則として毎年度当初に支部からの請求に基づき、納入するものとする。

第6条 担当会員制について

入会に際し、1口につき1名の担当会員を登録し、入会後の連絡、交流等は担当会員を通じて行う。

第7条 法人協力会員の資格期間

会員資格は、当支部が会費を受領した月より発生し、資格の継続は毎年度の会費の納入をもって自動的に成立する。

第8条 資格の喪失

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である法人が消滅したとき。
- (3) 会費の滞納が会費の1年分以上に相当する金額を越え、且つ督促に対して事由なく応じないとき。

第9条 退会

会員が退会しようとするときは、当該年度の会費を完納した上、退会届を支部長に提出する。

第10条 法人協力会員の特典

- (1) 当支部の名簿に法人協力会員の名簿を掲載する。
- (2) 前記会員名簿を1口につき、1冊無償配付する。
- (3) J I A発行の機関紙を1口につき、1部無償配付する。
- (4) 上記機関紙、ホームページ等の掲載、広告に際し、優先掲載の優遇措置を行う。
- (5) J I A会員と法人協力会員の交流の場として部会等への参加を随時設営する。又、法人協力会員のPRパンフレット等の配付について便宜を計らう。
- (6) 新年会、総会等の行事への参加を通じて、正会員との交流・親睦を計るほか、合同の親睦事業等の企画に際して積極的な参画を願う。

以上